

## 生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第11条 略 (事務局)</p> <p>第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、生駒市企画財政部企画政策課及び生駒市市民部生活安全課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第13条～第18条 略</p> <p>附 則 1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。 2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年7月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年12月16日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月18日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p>	<p>第1条～第11条 略 (事務局)</p> <p>第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、生駒市総務部防災安全課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第13条～第18条 略</p> <p>附 則 1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。 2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年7月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年12月16日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月18日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>

旧			新		
別表（第4条関係） 生駒市地域公共交通活性化協議会委員			別表（第4条関係） 生駒市地域公共交通活性化協議会委員		
区分	委員		区分	委員	
法第6条第2項第1号の委員	地域公共交通総合連携計画作成市	生駒市長	法第6条第2項第1号の委員	地域公共交通総合連携計画作成市	生駒市長
法第6条第2項第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合バス事業部長	法第6条第2項第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合バス事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部企画統括部営業企画部長			近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部企画統括部営業企画部長
		社団法人奈良県バス協会 専務理事			社団法人奈良県バス協会 専務理事
		奈良県タクシー協会 専務理事			奈良県タクシー協会 専務理事
		奈良県タクシー協会 生駒市部会 代表			奈良県タクシー協会 生駒市部会 代表
	道路管理者	奈良県郡山土木事務所長		道路管理者	奈良県郡山土木事務所長
法第6条第2項第3号の委員	公安委員会	生駒警察署長	法第6条第2項第3号の委員	公安委員会	生駒警察署長
	市民又は地域公共交通の利用者	生駒市北地区自治連合会長	市民又は地域公共交通の利用者	市民又は地域公共交通の利用者	生駒市北地区自治連合会長
		生駒市西地区自治連合会長			生駒市西地区自治連合会長
		生駒市中地区自治連合会長			生駒市中地区自治連合会長
		生駒市東地区自治連合会長			生駒市東地区自治連合会長
		生駒市南地区自治連合会長			生駒市南地区自治連合会長
		生駒市環境基本計画推進会議 <u>副代表</u>			生駒市環境基本計画推進会議 <u>代表</u>
		公募市民			公募市民
	学識経験者	学識経験者		学識経験者	学識経験者
	生駒市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局長	生駒市が必要と認める者	生駒市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局長
		奈良県土木部道路・交通環境課長 奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長			奈良県土木部道路・交通環境課長 奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長

生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程改正に係る新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第2条 略 (職員等)</p> <p>第3条 事務局長は、生駒市<u>企画財政部長</u>をもって充てる。 2 事務局次長は、<u>生駒市市民部長</u>をもって充てる。 3 事務局員は、生駒市<u>企画財政部企画政策課及び生駒市市民部生活安全課</u>の職員をもって充てる。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>附 則 この規程は、平成21年11月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p>	<p>第1条～第2条 略 (職員等)</p> <p>第3条 事務局長は、生駒市<u>総務部長</u>をもって充てる。 2 事務局次長は、<u>会長が指名した者</u>をもって充てる。 3 事務局員は、生駒市<u>総務部防災安全課</u>の職員をもって充てる。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>附 則 この規程は、平成21年11月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>